

## 平成 27 年度 第 1 回長野市個人情報保護審査会 会議録（概要）

【日 時】 平成 27 年 5 月 25 日（月）午前 10 時～午後 0 時 10 分

【場 所】 長野市役所 第二委員会室（第一庁舎 8 階）

【出席者】 委員 栗林委員、芝波田委員、西澤委員、山岸委員、和崎委員  
職員 寺澤総務部長、北澤総務部参事、広田情報管理室長、向林情報管理室係長、西澤情報政策課長補佐、湯本情報政策課係長

### 【報 告】

- 1 本市におけるマイナンバー制度への対応について  
上記について説明を行った。

### 【議 事】

- 1 長野市個人情報保護条例の改正案概要について  
上記について説明を行った。

### 【主な内容（質疑・意見）】

○ 報告 1 について

（委員） 資料 10 ページのイメージ図の中で、今は庁内での利用ができないことになっているが立法趣旨は何か。

（事務局） この図は平成 29 年 7 月からは情報提供ネットワークシステムを介さないといけないという説明のため×としてある。外部に対しても長野市から C 県知事へ、教育委員会から B 市長へというのは、ネットワークシステムを介さないといけないという説明となる。

（委員） 逆に言うと、ネットワークシステムを通れば今でもできる、手間が省けるといイメージか。

（事務局） イメージとしてはそのようになる。

（委員） ネットワークシステムを利用する際、情報を取り扱う人が増え、どのように運用するかというときに、きちんと理解している人は良いが、理解していない人が情報を扱う際のシステム、情報漏れにつながるような運用のリスクについてどのように考えているのか。

（事務局） ガイドラインでは、マイナンバーを取り扱うことができる人は限定される。庶務事務を担当する職員、たとえば、法定調書の書類を作るために各委員さんにマイナンバーの提示を求めた場合、取扱いができる職員も限定するというような、基本指針的なものを庁内で作っていく必要がある。

今後、適正な取扱いについて委員の皆様から意見を頂戴したいと考えている。

（委員） 38 万余人全員に通知カードが送付され、1,000 世帯分位戻ってくる予想ということだが、あて所に尋ね当たらずに戻ってくるものはそのまま放置するのか。また、生まれたばかりの子どもにも出生届け後に通知カードは行くのか。

個人番号カードは年金をもらえるような年齢まで使用できるのか。

(事務局) 通知カードは、生まれたばかりの子どもにも送付される。個人番号カードの期限は20歳以上であれば、パスポートのように10年間の有効期限で 사용할 ことができる。20歳未満であれば容姿が変わりやすいため5年で更新となる。生まれたばかりの子どもの分も希望があれば個人番号カードを申請することは できる。手数料は初回のみ無料となる。

戻ってきた通知カードは、実態調査を行い住民基本台帳上いないということ を確認する。居所がなければ職権で住民票を削除する作業が発生することになる。居所が分かれば関係市町村に送付したり、通知カードを送付し直したりす ることになる。

(委員) 追跡調査的なことは行うということか。

(事務局) 国でも調査のための財源措置をしている。

(委員) 年金不正受給が問題になる中で、戻った通知の中には該当するものもあり得 ると思う。

(委員) 平成28年1月からシステムを使って情報連携する際に、過去の情報が必要な 場合は、条例で定めるのか。平成27年度のAさんの情報が必要な場合はどうな るのか。

(事務局) 過去情報には個人番号が付番されないので、今までどおり住民票コードで紐 付けとなる。マイナンバーを利用するものについては平成28年の1月からとな る。

(委員) 住民票コードで紐付けされるものは目的外で利用できるということであるが、 平成28年1月からは個人番号を使った連携は条例で定めないと利用できず、平 成27年度の過去情報が必要な場合は住民票コードを使って目的外利用できるこ とは整合を図る点で何かおかしいと思う。平成28年度以降、過去の情報が 必要なときに条例で規制しなくていいのか。

(事務局) 確認させていただく。

(委員) 職員のオペレーション等の研修を今年の10月までに終えることになっている が、長野市では、どの所属、総括、部署で行うのか。

(事務局) 総括は行政管理課で全体の進行管理を行っている。システムのオペレーショ ン的なことは情報政策課が担当する。基幹系システム再構築専門部会、作業部 会のメンバーを集めて具体的なシステムのオペレーションについて10月までに 既存のシステムと併せて説明したいが、われわれも具体的な形が見えていない ためまだできるような状況にはなっていない。いずれにしてもこの組織でやっ ていきたいと思っている。新設される連絡調整会議の中で、大きな方向付けを しなければいけない部分は行政管理課が中心となって行い、条例の制定やシス テム関係の進行具合の確認等、全体の進捗管理を行う。

- (委員) 組織体制の基準のようなものは国から示されているのか。知る限りでは個々にやりなさいというように思える。
- (事務局) 国では、マイナンバー制度は行政改革の一環につながることから行政改革の部署が中心となってやるべきではないかと示していたが、組織的には市長が音頭を取る等のことは言われているが、体制は示されていないため市町村の組織体制も異なっている。
- (委員) 市民への周知の中で、先ほどの説明では、勤務先でまとめてカードの申請をする方式もあるということであるが、事業所へはどのようにPRするのか。
- (事務局) 事業所については、市民窓口課がパンフレットを購入し配付したり、内閣官房のホームページからも事業所向けのパンフレットがダウンロードできるので活用しながら、長野市の中でも従業員の多い事業所に働きかけていくことを考えている。全ての事業所に働きかければ良いが職員数も限られているため手が回らない部分もある。経済連から経営者協会、商工会議所も含め縦割りの組織の中で地域に周知を図っているので、長野市としても従業員の多い所に働きかけていくことを考えている。
- (委員) 従業員は異なる市町村に住んでいるが、それぞれの市町村の窓口では全国一律に対応が取れるのか。
- (事務局) 国では任意としているので市町村ごとに対応は異なる。カードの申請方式は2つの方式がメインであり、各自治体からの要望で国のメニューも増えたがやり方は自治体ごとに異なりははっきりしていない。
- (委員) 新聞やテレビ等で報道されたことで市民も秋からマイナンバー制度が始まるのが分かってきたように思う。周りでもマイナンバーに係る会話が聞こえてくるが、秋に転勤で引っ越す予定があるような場合で通知が戻された場合はどうなるのか。
- (事務局) 異動情報については、直前までは住基ネットを通じて最新情報を送付し対応することになっている。
- (委員) 先ほど、個人番号カードの有効期限は10年という話があったが、有効期限が切れた後カードの効力はどうなるのか。個人番号があれば顔写真入りのカードがなくてもいろいろなことはできると思うが、急にカードが必要になり使用したところ、有効期限が切れていたというような場合、効力はなくなるのか。そのような方針は決まっているのか。
- (事務局) 電子証明書の部分は5年ということは聞いている。個人番号カードについては、高齢者で運転免許証を返納してしまったような方は身分証明として利活用ができるのではないかと思います。写真もスマートフォンで送りオンラインで申請ができるということだが職員が送る場合の方法もまだ分からない。詳しいことはまだ話が来ていない。

- (委員) 期限が切れたカードの経過措置的なことは決めておいた方が良くと思う。
- (事務局) 免許証と同様に有効期限が切れたら効力がなくなるという考えになると思う。番号カードとしての使用方法のほかに利用方法がなければカードが普及しなくなるため、使用する価値があることを考えていかなければならない。

○ 議事1について

- (委員) 個人情報とは、具体的には住所、氏名、生年月日、性別ということか。
- (事務局) そのほかに、いくつかの情報を組み合わせることで個人が特定できるものを個人情報としている。
- (委員) 個人情報に個人番号が付いたものが特定個人情報という解釈で良いか。また、今年の10月に生存していない人には番号は付かず、それ以前に死亡された方にも番号は付かないということで、特定個人情報は考える必要がないということが良いか。
- 死者の情報の取扱いについては従来の個人情報の定義で良いのではないか。
- 任意代理人の請求を認める扱いについては、個人情報と特定個人情報で統一した方が良いのではないかと思う。
- 個人番号を4つ（住所、氏名、生年月日、性別）と考えたときに、個人番号が付いた5つの情報は任意の代理人の請求を認め、4つの方は制限するというのは整合性が取れないと思う。
- 今は非常に限定的に個人の情報を保護しているが、個人番号は漏えいしないということで制度設計し、本人が委任をして請求するのを認めているので良いのではないか。今の条例で懸念しているような委任関係の問題はどちらの場合でも起こり得る話であるので、この規定では防ぐことができないと思う。
- (委員) 今の4情報のほかに、個人を特定できるようなものは個人情報として情報公開請求があっても開示していないと思う。任意の代理人にも個人情報の請求を認めるということは、個人番号を誰にでも開示することにもなる。一方では個人の特定に結び付くような情報は個人情報として保護しているので兼ね合いも良く考えた方が良く。
- (委員) 派遣労働者の責務については、どのような内容となるのか。
- (事務局) 現在、条例では委託事業者、指定管理者に対して既に責務を設けているが、派遣労働者についての規定が明示されていないので、同様の規定を設けたいと考えている。
- (委員) 今、市では派遣労働者による業務はあるのか。
- (事務局) 臨時的な業務で、選挙関係、臨時給付金事業に係る事務に従事していただいていた。
- (委員) 派遣労働者の確認だが、市と契約をして来ている派遣労働者と業務委託先で

雇用している派遣労働者への対応を整理して考えた方が良い。

(委員) そもそも、派遣元の会社との契約に当たり、契約書の中でこのような条項について明記し、そこで労働者には縛りがかかるのではないか。そうした場合、その業務に当たる人は地方公務員法に該当しないのか。

(事務局) 直接雇用ではないので地方公務員法には該当しない。

(委員) 委託とは異なるのか。

(事務局) 委託よりは、職員に近い位置付けとなる。

(委員) 委託先で再委託して派遣労働者を雇っている場合も同じことになるのではないか。その場合の派遣元の責任はどうなるのか。派遣労働者のみに責務を課すだけで良いのか。

(事務局) 派遣会社は、契約者として適用になる。

(委員) その辺を含めて整理してほしい。

(委員) 地方公務員法の適用の有無は除いても、委託に当たり当然守秘義務は課しているということで良いか。

(事務局) 契約書では、個人情報の取扱いに関する特記事項を定めているが、違反したした場合の対応については規定していない。

(委員) 業務実態対応を教えていただかないと具体的にイメージできていないが、いずれにしても罰則対象者に規定する必要はあると思う。派遣元との関係でも規定しておく必要がある。

(事務局) 委託と派遣では指揮命令権の有無が異なる。派遣の場合は、職員同様に指揮命令できるが、地方公務員法の適用は受けない。個人情報を扱う人の責務に漏れないよう対応したい。

(委員) 特に罰則の規定を適用する場合は、定義をはっきりさせておく必要がある。

(委員) 具体的にイメージできる形で説明していただき検討するということが大事だと思う。

(事務局) 法人役員情報の考え方が、個人情報から除くとしているものは、事業に関する部分で、あくまでも住所等の役員個人の情報は個人情報として保護するという考え方でよろしいか。

(委員) 商業登記簿謄本は代表者個人の住所が載るが、それ以外の役員は氏名だけ掲載している。

(委員) 出ている情報は従前のおりで良いということになると思う。